

令和6年度十日町市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、十日町市（以下「市」という。）における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図る。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりとする。ただし、市内の施設を優先するものとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業所等（以下「障がい者就労施設」という。）

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する特例子会社
- イ 重度障がい者多数雇用事業所

（3）在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者
- イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

(1) 物品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他のサービス・役務

5 調達目標

令和6年度に市が達成すべき優先調達の目標は次のとおりとする。

調達目標金額	12,000 千円
--------	-----------

6 調達の推進方法

次により障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(1) 調達目標金額の設定

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度、調達目標を設定する。

(2) 情報の提供

障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、適用部署に対してその情報を提供する。

(3) 優先調達の依頼

障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、適用部署に對し依頼する。

(4) 隨意契約方式の活用

障がい者就労施設等から調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

7 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成した時は、市ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、市民福祉部福祉課障がい福祉係とする。